<table>
<tr><td rowspan="6">調達要領指定書</td><td>発　簡　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>調達要求番号</td><td>５１ＴＶ１ＡＡ０００９－０００１</td></tr>
<tr><td>調達要求年月日</td><td>平成２７年　７月　２２日</td></tr>
<tr><td>作　成　部　課</td><td>通信電子部補給計画課</td></tr>
<tr><td>作　成　年　月　日</td><td>平成２７年　７月　２２日</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>品　　　　名</td><td colspan="2">映像音声制御装置Ⅱ型</td></tr>
<tr><td>仕　様　書　番　号</td><td colspan="2">ＧＳ－Ｃ６３５８２７Ｄ</td></tr>
</table>

指　定　事　項　：

１　仕様書　2.3　構成
　表１－構成
(1) 番号「６」、「９」、「１４」、「１７」から「１９」及び「２１」の数量は、「０」とする。
(2) 番号「１６」品名「有線マイクロホンＡ」は、「ケーブル長１０ｍ以上」とする。
(3) 番号「２２」の数量は、「１式」とする。

２　仕様書　2.4.2　総合機能
　a)項のうち8)項の次に「9)項　機構制御版に含まれる機能を、制御できるものとする。」を追加する。

３　仕様書　2.4.3　各部の機能・性能
(1) 2.1.2) 項「ディジタル出力端子」及び2.2) 項「ステレオ音声」は、それぞれ「１系統以上」とする。
(2) 3.1.7)項は、電動スクリーンに併せて、「既存ブラインドの制御」も含むものとする。
(3) 3.1.8)項の次に、「3.1.9)項機構制御盤に含まれる機能を、制御できるものとする。」を追加する。
(4) 3.5)項の次に、「3.6) 機構制御端子　18接点以上」を追加する。
(5) l)項「プロジェクタ」の8)項の次に、「9)項　投射距離4.5～6ｍ程度」を追加する。
(6) m)項「電動スクリーン」の2) 項「サイズ」は、「１２０型　１６：１０」とする。
(7) t)項「ＢＤプレーヤ」の2)項の次に、「3)　ＣＰＲＭ対応」を追加する。

４　仕様書　5.1　附属品
　表２－附属品
(1) 番号「１」品名「スピーカ取付金具」の数量は、「２式」とする。
(2) 番号「５」、「８」及び「１２」から「１４」の数量は、「０」とする。
(3) 番号「７」品名「マイクロホンスタンド」は「卓上スタンド型可変伸縮120ｍｍ以下～175ｍｍ以上」とする。
(4) 番号「８」品名「機器収納架」は、次のとおりとする。
　a)　木目調演台型　マウント機器規格　ＥＩＡ
　b)　格納スペース　１８Ｕ以上
　c)　本体寸法　700mm(W)×1200mm(H)×700mm(D)以下

(5) 番号「１１」品名「リモートコントローラＡ」は、次のとおりとする。
a) 方式　タッチパネル式
b) サイズ　４インチ以上
c) 卓上設置できるものとする。
(6) 番号「１６」品名「接続盤」の数量は「１」とし、「機器収納架にマウントできるもの」とし、端子は次のとおりとする。
a) ＰＣ入力（アナログ映像・音声）×２系統
b) ＨＤＭＩ×２
c) ビデオ（コンポジット・音声）×１
d) 有線マイク×２
(7) 番号「１８」、「２０」、「２１」の数量は、「０」とする。
(8) 番号「１９」品名「延長器」は、「ＨＤＭＩ信号を延長できるものとし、ツイストペアケーブルで延長できるもの」とする。

5　仕様書　5.5　納入書類
納入書類の数量は、「０部」とする。

6　仕様書　5.7　据付・調整
(1) 据付・調整は実施しない。
ただし、官側で別途据付工事を実施する際の機能確認に立会するものとする。
(2) 別途調達する「室内音響機器ＧＧＩＵ－９」と接続した場合の機能・性能を保証するものとする。

調達要求番号：５１ＴＶ１ＡＡ０００９－０００１

<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">映像音声制御装置Ⅱ型</td><td colspan="2">ＧＳ－Ｃ６３５８２７Ｄ</td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２４年　２月　１日</td></tr>
<tr><td>変　更</td><td>平成２６年　６月１７日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補給統制本部　通信電子部</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊等において使用する映像音声制御装置Ⅱ型（以下，“本システム”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ００００１（以下，“**電子共仕**”という。）による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＳ－Ｃ６３５９４２　室内音響機器　ＧＧＩＵ－９
ＧＳ－Ｃ６３５９４３　会議用音響機器　ＧＧＩＵ－１０
ＨＳ－Ｃ３３０５１１　室内音響機器　ＧＧＩＵ－４

b)　**法令等**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）［防管装第 6186 号(13.8.10)］

2　製品に関する要求

2.1　適合認定

本システムを構成する機器において，“国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律”に規定されているものは，適合するものとする。

2.2　部品・材料・加工方法

部品，材料及び加工方法は，**電子共仕**の 2.1 による。

2.3　構成

構成は，**表 1** によるものとする。

表 1－構成

番号	品　名	数量[a)]	注　記[b)]
1	マルチシグナルスイッチャ	1 式	――――
2	ミキサ	1	――――

表 1－構成（続き）

番号	品　　名	数量 a)	注　　　記 b)
3	電源ユニット	1	――――――
4	信号切替制御器	0	――――――
5	アンプA	1	――――――
6	アンプB	1	――――――
7	アンプC	0	――――――
8	スピーカA	2	――――――
9	スピーカB	2	――――――
10	スピーカC	0	――――――
11	アンプ内蔵スピーカ	0	――――――
12	プロジェクタ	1	――――――
13	電動スクリーン	1	――――――
14	ディスプレイA	2	――――――
15	ディスプレイB	0	――――――
16	有線マイクロホンA	1	ケーブル長６ｍ以上
17	有線マイクロホンB	1	――――――
18	集音マイクロホン	1	――――――
19	ICレコーダ	1	――――――
20	BDプレーヤ	1	――――――
21	室内音響機器ＧＧＩＵ－４	１式	別途調達　ＨＳ－Ｃ３３０５１１
22	室内音響機器ＧＧＩＵ－９	０式	別途調達　ＧＳ－Ｃ６３５９４２
23	会議用音響機器ＧＧＩＵ－１０	０式	別途調達　ＧＳ－Ｃ６３５９４３

注 a)　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書による。
b)　規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。

2.4　機能・性能

2.4.1　一般的事項

機能及び性能は，**図 1** を参考とする。

2.4.2　総合機能

総合機能は，次による。

a)　マルチシグナルスイッチャからの指示によって次の制御ができるものとする。
1)　音量調整
2)　音源・画像切替えができるものとする。
3)　ディスプレイ電源の ON/OFF
4)　電源ユニットの連動電源 ON/OFF
5)　プロジェクタ電源の ON/OFF
6)　電動スクリーンの上昇，停止及び下降
7)　プロジェクタの ON/OFF に連動して電動スクリーンの昇降ができるものとする。また，電動スクリーンは，連動及び個別切替えできるものとする。
8)　映像をミュートする機能を有するものとする。

b)　マルチシグナルスイッチャによって切り替えた画像を，ディスプレイ A 及び B に表示及びプロジェクタから電動スクリーンへの投影ができるものとする。

c) ミキサ及びマルチシグナルスイッチャによって切り替えた音源を，スピーカA～C及びアンプ内蔵スピーカによって，拡声できるものとする。

d) ミキサに集められた音声は，ICレコーダに録音できるものとする。

e) 常設端子においてHDMIを使用する場合は，抜け防止処置するものとする。特に常設端子を示す場合は，調達要領指定書による。

2.4.3 各部の機能・性能

各部の機能及び性能は，次による。

a) マルチシグナルスイッチャは，次による。

1) 入力は，次による。

1.1) 映像は，次による。

1.1.1) EDIDエミュート機能を有するものとする。

1.1.2) ディジタルは，次による。

1.1.2.1) 入力端子　5系統以上 1)

1.1.2.2) 映像入力信号　HDMI及びDVI-D（HDCP対応）

1.1.3) アナログは，次による。

1.1.3.1) 入力端子　4系統以上 1)

1.1.3.2) 映像入力信号　アナログRGB，コンポジット及びコンポーネント

1.2) 音声は，次による。

1.2.1) ディジタル音声　5系統以上 1)

1.2.2) ステレオ音声　6系統以上 1)

1.2.3) 外部ステレオ音声　1系統以上 1)

1.3) 映像及び音声が，連動及び個別切替えできるものとする。

2) 出力は，次による。

2.1) 映像は，次による。

2.1.1) 対応解像度　XGA～WUXGA

2.1.2) ディジタル出力端子　3系統以上 1)

2.1.3) 映像出力信号　HDMI及びDVI-D（HDCP対応）

2.2) ステレオ音声　3系統以上 1)

3) 制御は，次による。

3.1) リモートコントローラによって次の制御ができるものとする。

3.1.1) 音量調整

3.1.2) 音源・画像切替えができるものとする。

3.1.3) ディスプレイ電源のON/OFF

3.1.4) 電源ユニットの連動電源ON/OFF

3.1.5) プロジェクタ電源のON/OFF

3.1.6) 電動スクリーンの上昇，停止及び下降

3.1.7) プロジェクタのON/OFFに連動して電動スクリーンの昇降ができるものとする。また，電動スクリーンは，連動及び個別切替えできるものとする。

3.1.8) 映像をミュートする機能を有するものとする。

3.2) 電源ユニット制御端子　1接点以上 1)

3.3) ディスプレイ制御端子　2系統以上 1)

3.4) プロジェクタ制御端子　PJLink　1系統以上 1)

3.5) 電動スクリーン制御端子　3接点以上 1)

b)　ミキサは，次による。

1)　入力は，次による。

1.1)　モノラル音声　　　　　6 系統以上とし，うち 4 系統以上はファンタム電源対応[1)]

1.2)　ステレオ音声　　　　　4 系統以上[1)]

2)　ステレオ音声出力　　　　8 系統以上[1)]

3)　フィルタ数　　　　　　　12 本以上

4)　ハウリングサプレッサー機能，ダイナミックノッチ機能，グラフィック EQ 機能及びディレイ機能を持つものとする。

5)　感度調整及び音量調整機能を有するものとする。

6)　設定値を保存できるものとする。

7)　室内音響機器ＧＧＩＵ－４，室内音響機器ＧＧＩＵ－９又は会議用音響機器ＧＧＩＵ－１０が接続できるものとする。

c)　電源ユニットは，次による。

1)　コンセントは，次による。

1.1)　電源非連動　　　　　2 個以上

1.2)　電源連動　　　　　　9 個以上

2)　過負荷保護装置を有するものとする。

3)　リモート端子を有するものとする。

d)　信号切替制御器は，次による。

1)　音声信号を感知し，通信制御信号を作成及び送信するのと同時に音声を送信するものとする。

2)　許容入力　　　　　　　ハイインピーダンス 100 系　0.5 W 以上

3)　出力　　　　　　　　　通信制御信号及びライン

e)　アンプ A　　　　　　　定格出力　150 W+150 W 以上

f)　アンプ B　　　　　　　定格出力　100 W+100 W 以上

g)　アンプ C は，次による。

1)　定格出力　　　　　　　60 W 以上（ハイインピーダンス 100 系）

2)　入力は，通信制御入力端子及び優先音声入力端子を有し，優先順位の高い放送が始まると，優先順位の低い放送はカットできるものとする。

h)　スピーカ A は，次による。

1)　許容入力　　　　　　　150 W 以上

2)　周波数特性　　　　　　80 Hz 以下～20 kHz 以上（偏差-10 dB）

3)　出力音圧レベル　　　　90 dB 以上

4)　2 ウェイスピーカシステム

i)　スピーカ B は，次による。

1)　許容入力　　　　　　　100 W 以上

2)　周波数特性　　　　　　80 Hz 以下～20 kHz 以上（偏差-10 dB）

3)　出力音圧レベル　　　　90 dB 以上

4)　2 ウェイスピーカシステム

j)　スピーカ C は，次による。

1)　許容入力　　　　　　　6 W 以上（ハイインピーダンス 100 系）

2)　周波数特性　　　　　　80 Hz 以下～20 kHz 以上（偏差-10 dB）

3)　出力音圧レベル　　　　90 dB 以上

4)　天井取付用とする。

k) アンプ内蔵スピーカは，次による。

1) アンプ出力　20 W 以上
2) 出力音圧レベル　90 dB 以上
3) 2 way スピーカシステム

l) プロジェクタは，次による。

1) 方式　液晶又は DLP[1)]
2) 解像度　リアル WXGA 以上[1)]
3) 輝度　5 000 ANSI ルーメン以上[1)]
4) 外部制御　PJLink
5) 入力　HDMI 又は DVI-D（HDCP 対応）
6) 台形ゆがみ補正機能付きとする。
7) 屋内の天井に天つりができるものとする。
8) 電動ズーム及び電動フォーカス機能を有するものとする。

m) 電動スクリーンは，次による。

1) 型式　天井吊り式電動タイプ
2) サイズ　幅 4 224 mm×2 700 mm以上[1)]
3) 生地　ホワイト[1)]
4) 外部制御　接点による遠隔操作ができるものとする。
5) 既存のスクリーンボックス 5 300 mm×300 mm×300 mm[1)]に設置できるものとする。

n) ディスプレイ A は，次による。

1) 画面サイズ　40 型以上ワイド(16:9)[1)]
2) 解像度　1 360 ドット×760 ドット以上[1)]
3) 入力　HDMI 又は DVI-D（HDCP 対応）
4) 外部制御　マルチシグナルスイッチャによる遠隔操作ができるものとする。

o) ディスプレイ B は，次による。

1) 画面サイズ　19 型以上[1)]
2) 解像度　1 260 ドット×1 024 ドット以上[1)]
3) 入力　HDMI 又は DVI-D（HDCP 対応）
4) 外部制御　マルチシグナルスイッチャによる遠隔操作ができるものとする。

p) 有線マイクロホン A は，次による。

1) 形状　ダイナミック型ハンドマイクロホン
2) 指向特性　単一指向性
3) 感度　-55 dB 以上
4) 手元で電源の ON/OFF ができるものとする。

q) 有線マイクロホン B は，次による。

1) 形状　コンデンサ型グースネックマイクロホン
2) 指向特性　単一指向性
3) 全長　400 mm以上
4) 卓上用マイクロホンスタンドを有するものとし，ケーブルは 2.5 m 以上[1)]とする。

r) 集音マイクロホンは，次による。

1) 方式　コンデンサ型
2) 指向性　半球無指向性
3) 天井取付用とする。

4) 色　　　　　　　　　　　　　ホワイト[1)]

s) IC レコーダは，次による。

1) ミキサ入力　　　　　　　　　1 系統以上

2) 録音方式　　　　　　　　　　WAV

3) 記憶媒体　　　　　　　　　　USB メモリ

t) BD プレーヤは，次による。

1) BD 及び DVD の再生ができるものとする。

2) 出力　　　　　　　　　　　　HDMI

注 [1)] 規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。

2.5 製品の表示

製品の表示は，**電子共仕**の 2.5 及び 2.6 並びにＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１（以下**“一般共仕”**という。）の 2.3 による。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，**一般共仕**の 4.2.3 によるものとし，個装及び内装の表示は，識別可能な商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は，**表** 2 によるものとし，市販品の場合は，標準添付品を含むものとする。

表 2－附属品

番号	品　名	数量[a)]	注　記[b)]
1	スピーカ取付金具	4 式	天井吊り用
2	スピーカスタンド	0 式	スピーカを取り付けたまま高さ調整できるものとする。
3	プロジェクタ天井吊り金具	1 式	――――
4	電動スクリーン取付金具	1 式	――――
5	ディスプレイ取付金具	2 式	天井吊り用
6	ディスプレイスタンド	0	――――
7	マイクロホンスタンド	1	a) 有線マイクロホン A 用 b) 可変伸縮　1 000 mm以下～1 500 mm以上
8	機器収納架	1	a) マウント機器規格　EIA b) 格納スペース　18 U 以上 c) 本体寸法 1 000 mm(W)×1 000 mm(H)×1 000 mm(D)以下

表 2－附属品（続き）

番号	品　　名	数量 a)	注　　　記 b)
9	機器収納架（演台型）	1	a) マウント機器規格　EIA b) 格納スペース　18 U 以上 c) 本体寸法 700 mm(W)×1 200 mm(H)×700 mm(D)以下
10	機器収納架用取付金具	1 式	――――
11	リモートコントローラ A	1	マルチシグナルスイッチャ用
12	リモートコントローラ B	1	プロジェクタ用
13	リモートコントローラ C	1	電動スクリーン用
14	リモートコントローラ D	2	ディスプレイ A 用
15	リモートコントローラ E	0	ディスプレイ B 用
16	接続盤	0	――――
17	電源線	1 式	――――
18	映像線	1 式	――――
19	延長器	1 式	映像線用
20	音声線	1 式	――――
21	制御線	1 式	――――
22	取扱説明書	1 式	――――
23	試験成績書	1 式	市販品の場合は，品質保証書で代用できる。

注 a)　規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書による。
　　b)　規定の内容と異なる場合は，調達要領指定書による。

5.2　承認用図面

承認用図面は，**電子共仕**の箇条 4 による。ただし，2.3 の構成が全て市販品の場合は，提出を省略することができる。

5.3　取扱説明書

取扱説明書は，**電子共仕**の 5.1 a)による。

5.4　試験成績書

試験成績書は，**電子共仕**の箇条 7 による。

5.5　納入書類

納入書類は，**電子共仕**の**表** 1 番号 1 a)によるものとし，数量は，調達要領指定書による。

5.6　提出資料

提出資料は，**電子共仕**の箇条 6 によるものとし，資料の種類は，**電子共仕**の**表** 2 番号 1 a)～d)とする。ただし，市販品の場合は，提出を省略することができる。

5.7　据付・調整

据付け及び調整は，調達要領指定書で指定する場合に限り実施する。据付け及び調整を実施する場合は，契約の相手方は，契約後速やかに，現地調査を実施し，次の事項を記載した据付け，配線及び調整に係る実施計画書を作成して契約担当官等に提出し，承認を得た後，これに基づき据付け，環境設定，操作確認などを行うものとする。

a)　配置図

b)　接続図

5.8　情報の保全

情報の保全は，次による。

a)　契約の相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを官側の許可なく行ってはならない。

b)　契約の相手方が第三者を従事させる場合などは，“情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達)”によって，所要の届出などを実施するものとする。

5.9　官側の支援

契約の相手方は，本契約の履行に当たって，次の事項について契約担当官等を経由し，官側の支援を受けることができる。

a)　駐屯地施設の利用

b)　作業に必要な電力，用水などの無償使用

c)　その他，契約履行に必要な事項

5.10　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，**一般共仕**の 8.3 による。

BDプレーヤ

マルチシグナル
スイッチャ

プロジェクタ

電動スクリーン

ディスプレイ

集音装置

ミキサ

有線マイクロホンA

有線マイクロホンB

室内音響機器　ＧＧＩＵ－４[a)]

アンプA

スピーカA

アンプB

スピーカB

アンプC

スピーカC

ICレコーダ

アンプ内蔵スピーカ

注記　-------　は，別途調達品とする。

注[a)]　室内音響機器ＧＧＩＵ－４は，構成によって室内音響機器ＧＧＩＵ－９又は会議用音響機器ＧＧＩＵ－１０に変更となる。

図１－主要系統図（基準）